

政令第二百号

公職選挙法施行令の一部を改正する政令

内閣は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四百十二条第十項、第四百十三条第十四項、第四百六十四條の二第六項及び第二百七十一条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第百九条の七第二項第一号中「七円九十五銭」を「八円六十二銭」に改め、同項第二号中「二十七万八千二百五十円と六円八十八銭」を「三十万七千七百円と七円四十六銭」に改め、同条第三項中「七円九十五銭」を「八円六十二銭」に改める。

第百九条の八中「七円九十五銭」を「八円六十二銭」に、「七円七十三銭」を「八円三十八銭」に、「二十七万八千二百五十円と六円八十八銭」を「三十万七千七百円と七円四十六銭」に、「三十八万六千五百円と五円十八銭」を「四十一万九千円と五円六十二銭」に改める。

第百十條の二第二項及び第三項中「五万六千六百十三円」を「六万三千三百七十九円」に改める。

第百十條の三中「五万六千六百十三円」を「六万三千三百七十九円」に、「五万三千六百一円」を「五万八

千百十四円」に改める。

第一百条の四第二項第一号イ中「五百四十一円三十一銭」を「五百八十六円八十八銭」に改め、同号ロ中「二十七万六千五百五十五円と二十八円三十五銭」を「二十九万三千四百四十円と三十円七十三銭」に改め、同項第二号中「三十七円」を「四十円」に改める。

第二百二十五条の三中「五万六千六百十三円」を「六万三千三百七十九円」に、「四万九百五十四円」を「四万四千四百三円」に改める。

第三百三十二条の三の二第十項中「三十七円」を「四十円」に、「二十万二千四百九十円」を「二十一万九千五百四十円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この政令による改正後の公職選挙法施行令の規定は、この政令の施行の日以後その期日を公示され又は

告示される選挙について適用し、この政令の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

理 由

最近における物価の変動等に鑑み、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用通常葉書等の作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げる必要があるからである。